

令和2年度 第2回堺市障害者施策推進協議会（書面開催）

案件（1）～（6）に関するご意見について

案件	資料番号	ページ	項目	ご意見の要旨	市の考え方
(1)	1-1			概要版の地域生活支援事業に地域活動支援センターを入れるべきではないか。	概要版には、すべての事業を載せることができないため、主なものとして、前回の第5期策定時に掲載した事業に加え、変更になっている事業を掲載しています。
(1)	1-2	6	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	2002年にWHOから精神科病床の社会的入院を指摘されてから20年たった現在も、長期入院者は病床数の約半数である。精神科病床の多い堺市は、特に先駆けた政策を示してほしい。	いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めます。
(1)	1-2	6	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者支援は未だ大きく遅れている。これは、社会において「精神疾患」への偏見や差別が根強く残っていることも大きな原因であると思われる。「地域包括ケアシステムの構築」の目標に「小・中・高校の児童・生徒、さらには教職員に対し学校教育の中で精神障害について学ぶ機会」を設け、目標数値を示せないか。	成果目標については、国の基準及び大阪府の考え方に基づき設定しています。具体的な取組については、今後、協議の場において検討していきます。
(1)	1-2	6	地域生活支援拠点等の整備	現在、面的整備済みとなっているが、4年後の第5次障害者長期計画につながっていくような地域生活支援拠点の論議を深めてほしいと思う。	ご意見について関係課で共有し、今後の施策を進めます。
(1)	1-2	16	居住系サービス	地域にグループホームが少しずつ増えているが、災害など不時の出来事に備えるため、日頃から、地域・民生委員との接触が必要と思われる。	いただいたご意見は関係課で共有します。
(1)	1-2	16	居住系サービス	障害のある方の生活の場がもっと増え、選択ができるような堺市になることを望む。	ご意見について関係課で共有し、今後の施策を進めます。
(1)	1-2	19	相談支援	相談支援事業所及び相談支援専門員の増加と質の向上が強く望まれていることを改めて感じる。相談支援事業の向上が、機関連携につながり、「サービスを利用したいが利用できていない」という実態調査の声が少しでも改善に向かうことを望む。	いただいたご意見は関係課で共有します。

案件	資料番号	ページ	項目	ご意見の要旨	市の考え方
(1)	1-2	19	相談支援	地域移行支援の見込量は、これで本当に適切なのか。	見込量については、実績と目標値をもとに算定しています。令和元年度の実際の利用は12人（施設2人、精神科病院10人）ですが、1年未満の利用が多い状況から、月平均にすると実績値は4人でした（第1回の会議資料で報告）。これらの実績値を踏まえて、成果目標に人数を月平均の数値に換算しています。 また、地域移行支援については、支援を担うことができる事業所がまだ少ないため、支援がしやすくなるようなサポートが必要であると考えています。
(1)	1-2	21		手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、盲ろう者への派遣の見込量はどのように算定しているのか。見込量の設定は利用者人数と、派遣回数又は派遣時間の両方で計算すべきである。 障害福祉サービスの充実には、利用者人数の増加と、派遣回数又は派遣時間の増加が必要である。利用人数を増加させる方向性を明確に記載すべきである。 盲ろう者の派遣回数の年度ごとの見込量は、利用人数の記載がないが、利用人数を増加させる方向性を記載すべきである。	(5)地域生活支援事業の見込量については、現状の利用実績の伸び方を踏まえて見込量を設定しています。平成29年4月に、堺市手話言語コミュニケーション条例が施行されたことに伴い周知が図られ、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の利用は一時的に増加しましたが、平成30年度以降は、利用人数は横ばい、利用件数及び時間は減少傾向となっています。令和3年度以降の見込量の算定にあたっては、令和元年度を基準とし、人数、件数、時間数についてそれぞれ想定伸び率を設定して算定しています。 また、盲ろう者通訳・介助者派遣事業の見込量については、大阪府と合同実施しているため、大阪府から、本市の数値を示されたものです。
(1)	1-2	22		地域活動支援センターの箇所数が減った理由は何か（17箇所→16箇所）。	入浴支援強化型について、現状の利用者数を踏まえ、箇所数を見直しています。
(1)	1-2	45	障害福祉サービスの支給決定者	第6章の資料編によると障害福祉サービスの支給決定者数は確かに増加傾向にあるが、障害者数全体に占める支給決定者数の割合は少ない。この割合を増やしていくことが重要であるにもかかわらず、第1章から第5章までの間で全く方向性が記されていない。	第2章の「取組の基本方針」の2つ目や「施策の方向性」に掲げていますように、個人を尊重し、ライフステージや障害の状態、障害特性、生活状況などに応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されるよう、関係機関による包括的な相談支援体制の推進をめざします。また、多様化するニーズや障害特性に対応できるサービス基盤の充実や人材育成を行うことにより、サービスの利用を促進します。

案件	資料番号	ページ	項目	ご意見の要旨	市の考え方
(1)	1-2	全般		全体を通じて「サービス人材の確保と質の向上」と「福祉人材の確保」の課題が示されているが、その具体化について、民間法人・事業所は、大変苦慮しているのが実情である。「福祉人材の確保」を項目の柱として独立させ、「合同説明会」「育成カリキュラムの策定」「就職手当」などの支援策を検討すべきではないか。	「障害福祉人材の確保」については、「施策の方向性」に位置付け、各サービスの「今後の方策」に記載しています。いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めます。
(1)	1-2	全般		第3章と第4章で人材育成とスキルアップが強調されているが、育成した人材やスキルアップしたことを担保する客観的方策が示されていない。資質の向上を重視するならば、研修を修了する条件として試験制度の導入が必要であること示すべきである。	知識の習得ももちろん重要ですが、実際に、障害特性や状況に応じた適切な支援ができていないか当事者の評価が大事であると考えます。ご意見を参考に、取組を進めます。
(1)	1-2	全般		課題や施策の方向性及び今後の方策について、より明確になり、充実したと思う。さらに施策の実行性を高めるため、数値化しにくいスキルやサービスの質についても評価し最善な取組を進めていただきたい。	ご意見について関係課で共有し、今後の施策を進めます。
(1)	1-2	全般		差別の解消、虐待の防止、サービスの質の向上のために、下記について提案する。 ①コロナ禍ではあるが、申請・更新手続時など、様々な機会を捉えて、当事者・家族の困り事やニーズなどを丁寧に聞き取り、事業の立案や改善充実につなげていただきたい。 ②事業所職員対象の研修について、事例研究、当事者や家族等から直接学ぶ機会の設定など、研修内容や方法を工夫してほしい。また、大学等の養成機関との連携を進め、よりよい人材の確保・育成に努めてほしい。 ③福祉現場の処遇改善や運営体制の強化を国に働きかけるほか、現場の負担軽減のために、補助的な業務について、様々なノウハウをもつ退職者などを非常勤として再雇用し、補助的な業務に携わってもらうことを積極的に導入してはどうか。 ④事業者・施設に対する関係者評価、第三者評価とその結果等のディスクロージャー（情報開示）をより一層進めてほしい。	ご意見について関係課で共有し、今後の施策を進めます。

案件	資料番号	ページ	項目	ご意見の要旨	市の考え方
(2)	2-1		手話言語コミュニケーション条例関係	手話講座のほか、スマホなどを介して障害を持っている方にコミュニケーションが取れる方法などの講座も必要でないか。	本市では、スマートフォンやタブレットを活用した「遠隔手話通訳」を実施しております。また、健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センターでは、テレビ電話やアプリ等を活用したコミュニケーションについて、聴覚障害者向けの勉強会等も開催しています。
(2)	2-1		手話言語コミュニケーション条例関係	手話を身につけていかないと、手話は言語とはなりえない。特に、市役所の職員は全員指文字を覚え、日常会話の手話ができるようになっていただきたい。覚えていない手話を指文字で補うことで、かなりの会話ができると思う。	いただいたご意見を参考に、今後も、市民向け手話講座の開催に加え、職員向け研修の充実を図ります。
(3)	3-1		障害者差別解消法関係	4月から、事業者において「合理的配慮の提供」が法的義務になることについて、条例改正の事実だけでなく、具体例や捉え方についても広く事業所に周知していただきたい。また、市民に対しても、積極的に、パンフ、研修会などで普及に努める必要がある。	いただいたご意見を参考に、事業者への周知を検討します。今後も、社会的障壁を除去し、合理的配慮が行きわたる社会になるよう、積極的に、障害者差別解消法の理解を促進していきます。
(3)	3-2		障害者差別解消法関係	相談窓口における対応状況について、各区聴覚障害者相談員による窓口などの対応件数は含まれるか。	資料3-2については、「障害を理由とする差別の相談窓口」における対応状況となっていますので、各区の聴覚障害者相談員による対応件数は含まれておりません。
(3)	3-2		障害者差別解消法関係	差別解消の相談件数が少ないと感じる。差別を受けている人は、自分で気づかない可能性もあるため、差別解消法の内容について、もっと啓発が必要と思う。	いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めます。
情報提供3			組織改正	子ども・子育て支援の枠組みの中で、障害児支援を充実させて来られたことも引き継がれながら、成人期までの一貫した障害者支援施策になる組織改正となることに期待する。	いただいたご意見は関係課で共有します。

案件	資料番号	ページ	項目	ご意見の要旨	市の考え方
全般				<p>全体を通して、障害者とその家族や支援者を含めた生活背景、障害の重複化と多様性等、複合化したニーズに対応する施策の難しさを感じている。そして、その実態や状況を把握するアセスメント方法の工夫や、集団参加に必要な合理的配慮の考え方と具体策について、事例を通して共通理解を深めていくことが大切と考える。</p> <p>また、小中学校の現状として、発達障がいとその可能性、知的発達（認知面）の課題（IQ80前後の子ども）、心理的虐待等による愛着形成の課題等を有している子どもが多い割合で見受けられる。しかも、これらの課題が複合化している場合も多くみられる。こうした多様なニーズのある子どもの理解の仕方と、支援・配慮する仕組みを再検討していくことによって、社会参加（就労等）への道筋が見通せるようにしていくことが重要課題と考える。</p>	ご意見について関係課で共有し、今後の施策を進めます。
全般				強度行動障害について、日中の居場所や一時利用できる施設等を検討をする必要があると思う。	いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めます。
全般				まだ、コロナ禍ではあるが、書面ではない開催も考えていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ検討いたします。